

《障害特性に応じた就労支援の推進と地域就労支援力の強化による職場定着の推進》

【現状】

- 平成30年度から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法の施行や、平成27年1月の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行なども踏まえ、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。
- 企業の採用ニーズに対応するためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等を利用する障害者本人の企業での就労に対する不安や企業の障害者雇用に関する不安を解消し、雇用への移行を推進することが必要。
- 障害者の就職者数の増加に伴い、職場定着支援を必要とする障害者も増加していることを踏まえ、職場定着支援を強化することが必要。

○ 就職にあたって困難を抱える求職者が増加していることを踏まえ、より効果的に支援を実施していくにあたっては、都道府県を始めとした自治体が所管している関係機関との連携に御協力いただきたい。

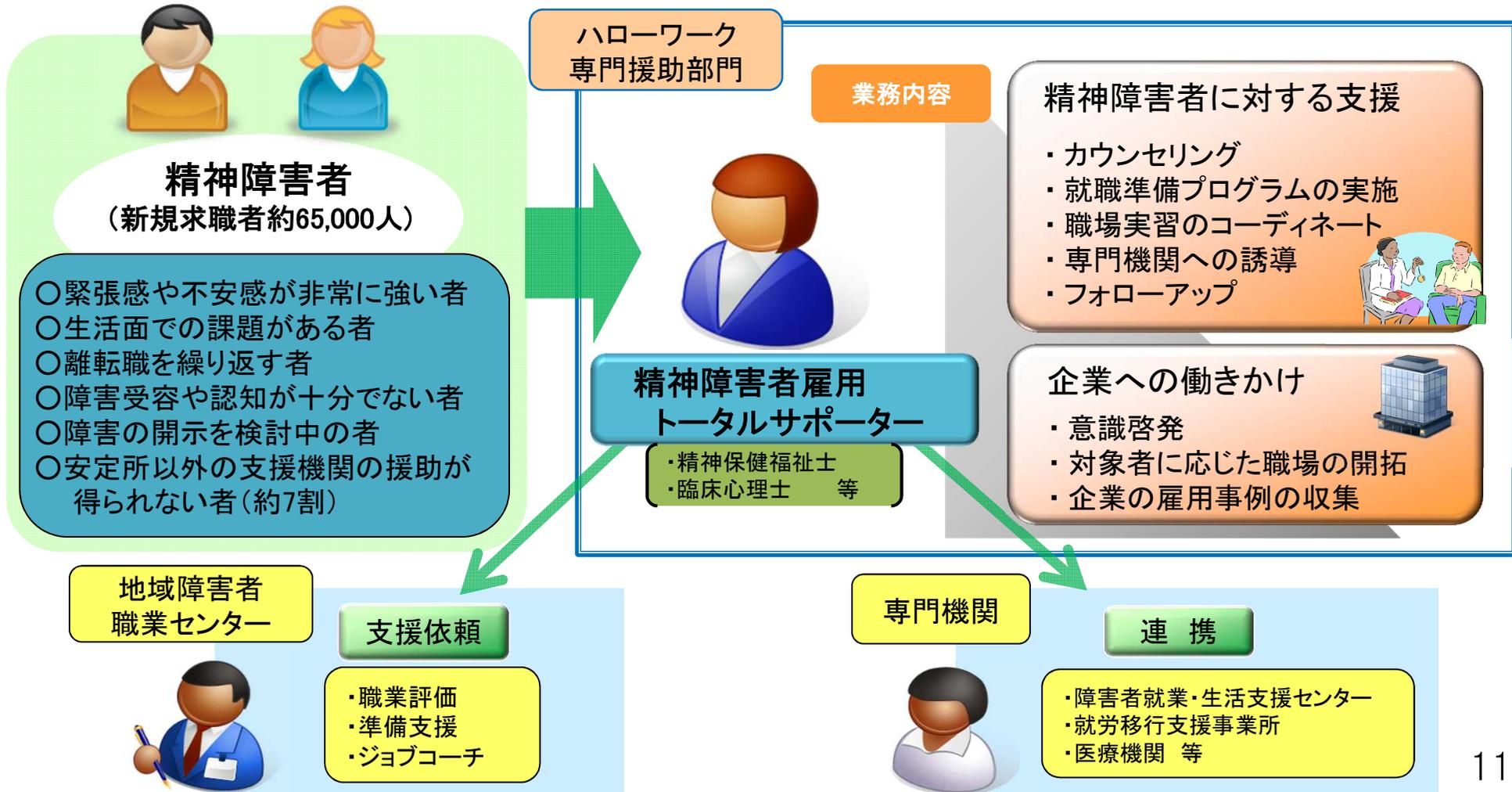
○ 都道府県においても、「福祉」、「教育」、「医療」の各分野の関係機関に対して、それらの機関を利用している障害者であっても、自身の能力を発揮して一般企業で働くことができるという認識を浸透させて頂くようお願いしたい。

○ また、関係機関が就職準備段階から連携することにより、職場定着につなげて行けるよう、都道府県を始めとする自治体が所管する機関にも御協力をいただきたい。

精神障害者雇用トータルサポーターについて

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

○平成25年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 69.3% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合



難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」(※)を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国15人(H26) → **全国47人(H27予算案)**
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 活動日数 : 月10日勤務(H26) → **月10日勤務(37人)、月15日勤務(10人)(H27予算案)**
 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等

難病相談支援センター

難病相談支援員等による支援

- ・治療・生活等に係る相談、助言・指導



難病相談支援センターにおける出張相談等

- ・難病患者に対する出張相談
- ・対象者のハローワークへの誘導
- ・難病相談支援員等への情報提供

出張

ハローワーク 専門援助部門



難病患者に対する支援

- ・職業相談(適性、職域の分析等)
- ・専門支援機関への誘導
- ・面接・同行
- ・就職後のフォロー

事業主等に対する理解促進

- ・事業主に対する啓発
- ・雇用継続支援(障害者職場復帰支援助成金(仮称)等の紹介)
- ・求人開拓

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談支援センター等との連絡調整
- ・連絡協議会の開催

難病患者就職サポーター

連携

連携

難病患者

- 就労を希望する者
- 在職中に難病を発症した者

各専門支援機関

地域障害者
職業センター

障害者就業・生活支援
センター

医療機関

保健所

等

ハローワーク各部門

職業紹介担当

求人担当

職業訓練担当

等

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際に就労するに当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人※¹を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業1年6ヶ月)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合135万円)※²

※¹ 難治性疾患克服研究事業(旧臨床調査研究分野)の対象疾患及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病等を対象とする。

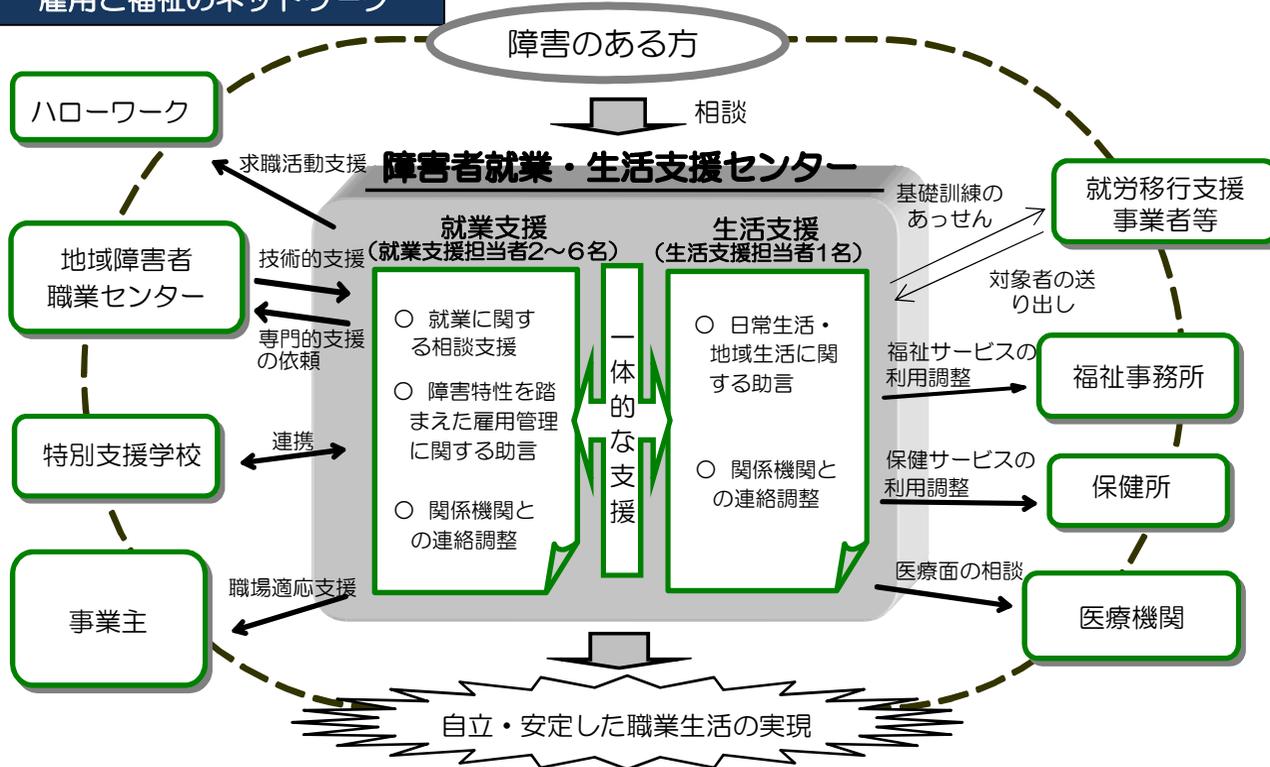
※² 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の機能を強化

332センター（27年度予定）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

センター窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言

- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

【25年度実績】

対象者数 125,286人
就職件数 17,408件 定着率 75%

今後期待される役割

地域の支援機関の中心であるセンター機能を強化し、障害者や企業に対する支援の充実が必要

- 障害者の雇用・定着支援に関する高度な知識・経験を有する人材の配置による就職場定着支援の強化
- 県単位でのセンター間の情報共有、ネットワーク形成の取組み充実による支援水準の引上げ
- 支援対象者の多い大都市を含む障害保健福祉圏域での複数センターの設置

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取組みを実施。

○就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進

○関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関や特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等への助言

一般雇用の理解促進

障害者に対する職場実習推進

- 職場実習協力事業所の開拓
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

職場実習の推進

《地域雇用対策(雇用創出、人材育成等)の推進について》

- 今般の地方創生の観点からも、地域に必要な人材育成やU/Iターンを含めた人材確保、地域の魅力あるしごと作りのための処遇改善の取組は極めて重要。引き続き取組の継続、拡充等をお願いします。
- 各自治体において、緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)を活用し、福祉人材の確保等の人材育成や処遇改善等の取組を行い、成果を挙げてきたところであるが、昨今の雇用情勢等諸事情の変化を踏まえ、全都道府県を対象とした事業は本年度末で終了する。本年度末までの開始分は来年度末まで事業実施可能であるので、労働関係部局と連携の上、十分な活用を図られたい。
- また、こうした取組のうち、地方創生の趣旨に合致するものは、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」(地方創生先行型)のメニューのひとつである「地域しごと支援事業」で実施可能であるため、労働関係部局と連携の上、積極的な活用を図られたい。

(「地域人づくり事業」の厚生関係部局活用事業例)

- 平成26年12月9日付事務連絡「地域人づくり事業の更なる活用について」にて汎用性が高いと思われる事業を活用事業例として情報提供しており、当該事業の活用にお役立ていただきたい。

- (例)
- ・介護業務に従事しながら介護職員初任者研修の資格を取得する事業(三重県)
 - ・保育士等定着促進支援事業(香川県)

(「地域しごと支援事業」の厚生関係部局活用事業例)

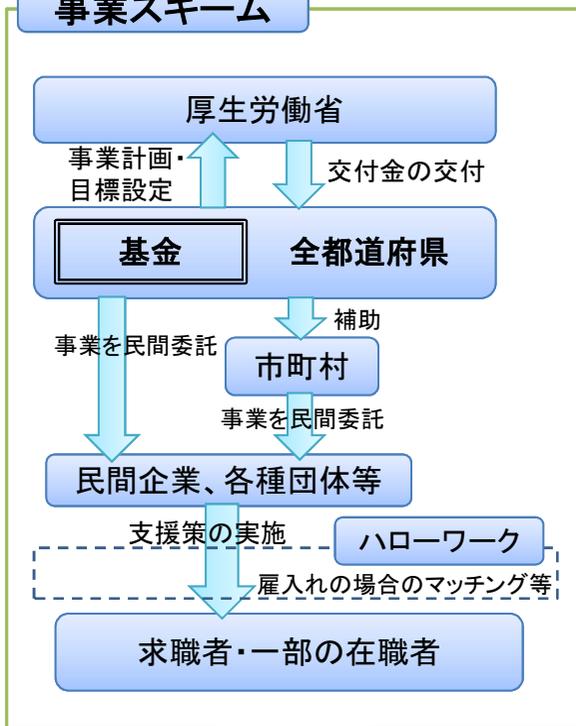
- 平成27年1月9日「まち・ひと・しごと総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する説明会」において、参考事例が示されたところであり、当該事業の活用にお役立ていただきたい。

- (例)
- ・介護業界の人材育成の促進(資料8【参考2】P8)
 - ・女性の再チャレンジ支援(資料8【参考2】P9)
 - ・自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進(資料8【参考2】P13)

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、平成26年度末まで。
(ただし、平成26年度末までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者(無業者)の就職に向けた支援

(例)

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等(支弁費用)人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等

(支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

(例)

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング(若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等
(支弁費用)研修費(講師謝金、アドバイス費用)等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

事例紹介

介護業務に従事しながら介護職員初任者研修の資格を取得する事業

委託事業概要

失業者を雇用し、介護施設での実務研修を行うとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させ、福祉・介護人材の育成を行う

委託先

介護センター田中
(職員数 45名)

新たな雇用創出数
(計画・目標数)

新規雇用者数 2名

委託事業費

約273万円(平成26年度)

委託事業実施期間

平成26年7月～平成27年3月

委託業務内容

介護職員現地実習

グループホーム、デイサービスで認知症高齢者や高齢者の方の入浴、食事、口腔ケア、トイレ介助等の生活支援を行う。
食事の準備、洗濯や掃除などは入居者や利用者と一緒にやる。

介護職員初任者研修

週2回、約3ヶ月間養成講座を受講し、資格を取得する。

事業所の想い

退職者が介護職を目指すきっかけや、あるいは決意を新たにする機会となり、心強く思います。
労働者にとっては、経験を積みながら資格を取得できるし、事業所側としても助成と人材確保の点から見て、便利な制度です。



グループホーム&デイサービス清園(介護センター田中)

「自分らしく生きる」を理念にし、家事をしたり畑で野菜や花を作ったりして、各自が役割を持つことで自信を取り戻し、日々の生活を張りのあるものにしていけるよう取り組んでいます。利用者様の視点で介護できる。そんな介護士を育成したい。



散歩先の公園で歌を歌っています
「大きな声で歌うと気持ちがいい♪」

～ 現場と座学をより結びつけて ～

グループホーム、通所介護施設で介護業務に従事し、高齢者介護の基礎を介護初任者研修で学ぶ。

実際に業務に携わりながら、学んで行くので、現場での実情と照らし合わせながらより深く学ぶことが出来る。

～ 受講生の声 ～

「介護の世界は初めてです。イメージはあまり良くなかったけど、思い切って入ってみたら自分が思っていた程、悪くなかった。授業で学んだことをすぐに生かせるので、より内容が理解できて良いです。」（20代女性）

「デイサービスでの経験はありますが、グループホームは初めてです。グループに興味があり仕事を探していたら、「仕事しながら資格も取れる」とあったので、魅力を感じ、応募しました。資格はやっぱり無いよりあった方がいいと思います。仕事も資格習得も頑張りたいです。」（20代男性）



畑仕事は大先輩に教わりながら...



利用者様との触れ合い。「皆さん優しいんです」

事業終了後の雇用継続への展開

～ 安定した雇用へ ～

介護現場において、慢性的な人手不足等により、介護人材の確保が難しい現状にある中、介護事業所で実際に働き現場での実務経験を積みながら、介護職員初任者研修の講座を受講し、資格の取得を目指すことにより継続的な雇用につなげていく。

研修の講座で学んだことを資格取得後も現場で生かすことにより、本人の自信と経験をより一層育てていきたい。やる気がある人には、さらなるステップアップを支援していく。

事例紹介

保育士等定着促進事業

委託事業概要

待機児童対策として保育士の人材確保が必要な状況の中、モデルケースとなる保育園設置者を公募し、コンサルタント等の派遣などを行い、在職者が働き続けることができる環境を整備し、離職防止及び定着促進を図ることより、保育士人材を確保することを目的とします。

委託先

アド・セイル株式会社

事業形態

受託者≠支援対象事業所

委託事業費

約1,900万円(平成26年度)
約2,474万円(平成27年度)

委託事業実施期間

平成26年8月～
平成28年3月

目標

平成26年度5か所以上、平成27年度10か所以上の保育園の離職率を、対前年で改善させること。

事業スキーム

①香川県内の全保育園へ事業を周知し、応募のあった保育園から、平成26・27年度合わせて15保育園を選びます。



金額負担はありません

実践的な支援

柔軟な体制

②基本知識の習得は座学ですが、その他はアドバイザーが個別訪問し、独自の疑問や悩みを解決します。(実務に役立つ内容)



③各園の成果をアンケートで確認し、事例発表を行います。



④対象の15保育園の離職率改善に繋がった事例を、県内の保育園へ報告し、保育士の離職率低下に役立ちます。

アド・セイル(株) 山西正志です。

この事業を活用して、より良い保育園づくりを目指しましょう!



アド・セイル(株) 吉村千夏です。

保育士さんたちの力を存分に発揮できる、働きやすい環境づくりのお手伝いをします。

活動紹介

保育士の業務負担軽減・対人関係や職場環境の改善を行い、また、保育園の教育理念と経営感覚の両立を図るプログラムを提案し、保育士の定着を目指した支援を行います。
Aから3つ以上選択、Bからいくつでも選択可能。(各保育園に選択してもらいます)

A - 1. 職場環境改善支援 (高松短期大学保育学科 山本幾代)

全員参加の公開セッション。子どものために一致団結して保育に向かえる職場づくりをします。

- 2. 保護者対応支援 (四国学院大学社会福祉学部教授 島影俊英)
保護者とのコミュニケーションスキルを習得。個別訪問し、相談・サポートを実施します。
- 3. 業務工程の電子化支援
個人情報をはじめとする園児の情報や月案・週日案を電子カルテ化。
多量の書類作成による保育士の負担軽減を図ります。
- 4. 組織・人事マネジメント支援
経営者として、事業運営・組織マネジメントに欠かせない基礎知識を学び、
個別訪問にて具体的に改善すべき職場環境を指導・アドバイスします。

B - 1. メンタルヘルスケア

保育士や職員のメンタル面の予防。ストレス耐性の強化とストレス要因の軽減を図ります。

- 2. コミュニケーション研修
保育園での円滑な人間関係を作るため、アサーションスキル習得の合同研修を実施します。
- 3. 資格取得支援
保育士資格を持つ保育士の、幼稚園教諭免許取得のための通信教育受講に必要な、
授業料と教科書代を全額補助します。
- 4. 情報発信支援
自園の強み弱みを分析、独自のPRポイントを再確認し、ホームページ制作をします。



事業ご案内書(全保育園発送資料)



公開セッション

委託事業成果の展開

【委託事業内容の公開】

改善プロセスを、具体的事例を基にわかりやすくPRし、活用していただきます。

- SNS等の活用: 「香川県保育士ガイド」のホームページと、Facebookを活用し、事業の進捗状況をUPします。
(ホームページサイト訪問者 約2,000人/月 Facebook(2014年9月24日現在)223いいね!)

- 「取組事例発表会」の実施: 各保育園へDM発送・四国新聞オアシス掲載・SNSにて告知し、基調講演及び事例報告を行います。

- 小冊子の制作: 支援終了後に取材をし、活動報告を小冊子にまとめます。支援全保育園の事例掲載、支援アドバイザーによる寄稿をお願いし、写真を多用した雑誌風デザインにして、読みやすく仕上げます。



↑ Facebook

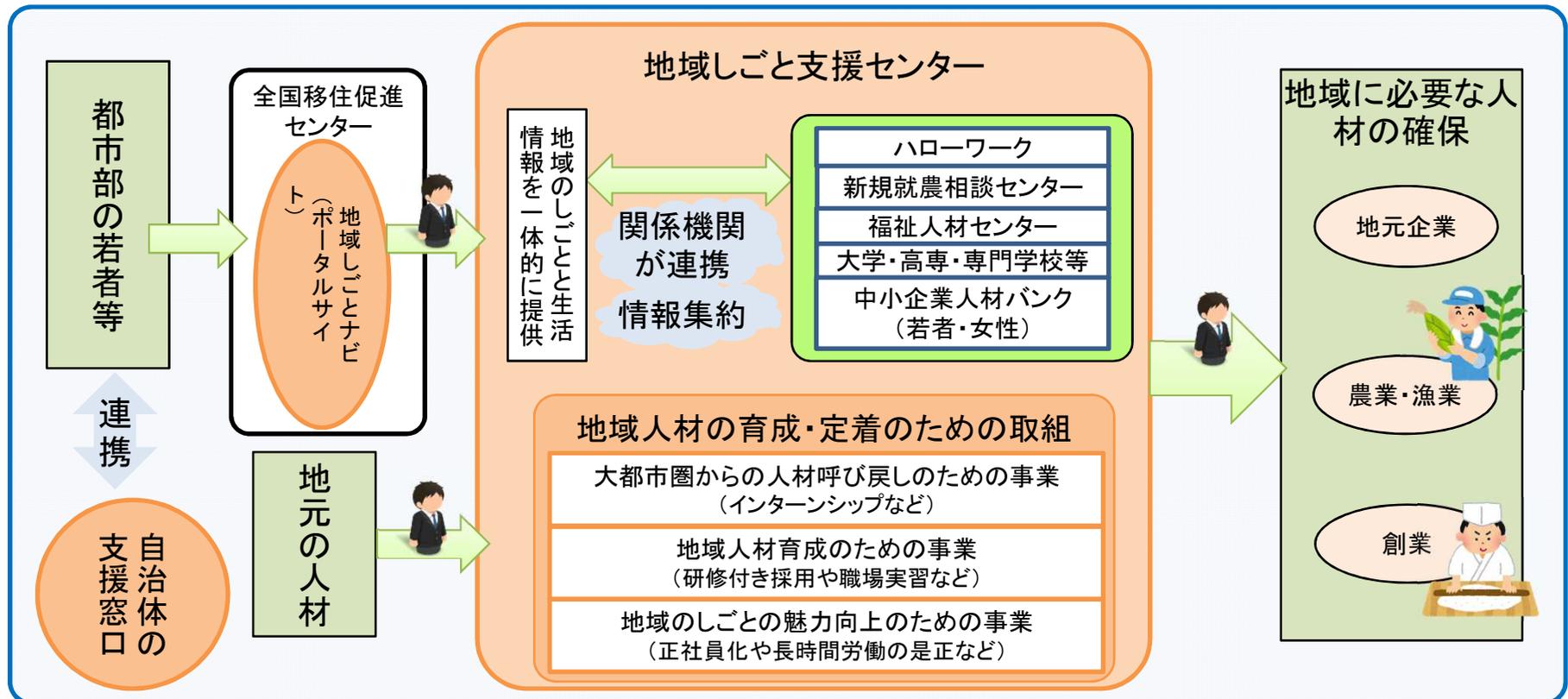
ホームページ→



地域しごとと支援事業

〈事業の目的・概要〉

- 地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こすとともに、各自治体による若年人材の還流、育成、定着を支援する。
- 具体的には、地方創生交付金(地方創生先行型)を活用して以下の取組を一体的に行う。
 - ① しごと情報や生活情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備
 - ② 各地域における魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の取組



2-②-2 地域人材育成のための事業 ② ～介護業界の人材育成を促進～

2. 地域しごとと支援事業

事業の内容

(目的)

介護人材の育成、正規化による地元定着

(事業例)

介護人材確保支援事業

(概要)

介護事業所が地域の若年者等を有期雇用契約にて雇入れ、業務に従事させながら訓練を行うとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させることにより、正規雇用につなげる。

事業ごとの重要業績評価指標 (KPI) の例

【アウトカムベースの指標例】

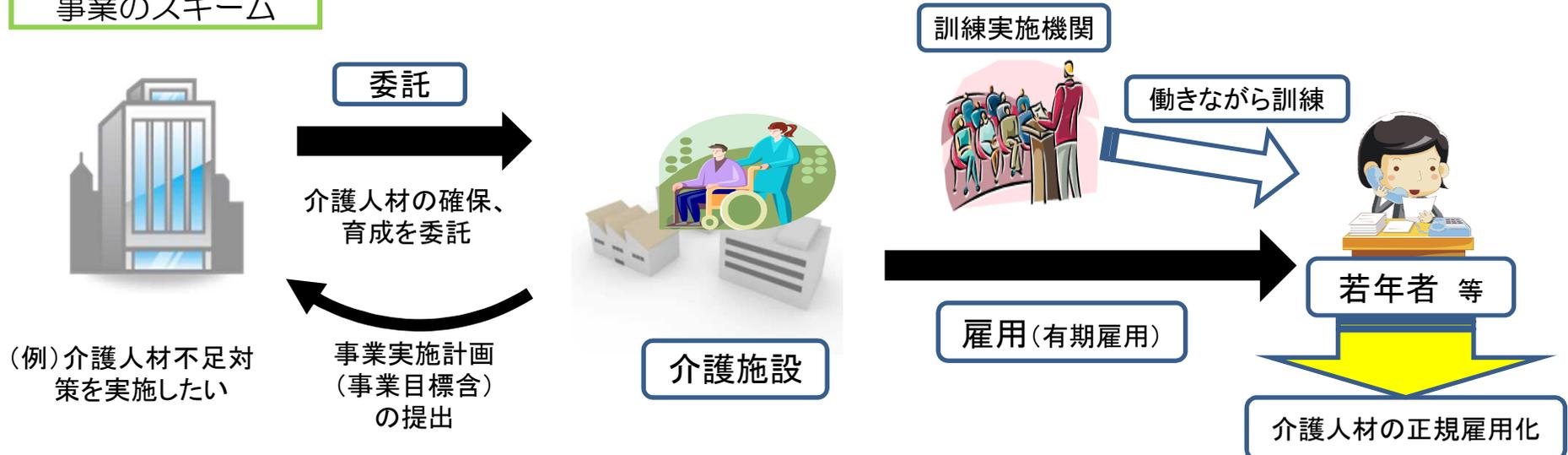
○介護人材新規就業者数 (うち正規雇用化数)

【アウトプットベースの指標例】

○OFF-JT (養成講座等) 実施数

○受講者数

事業のスキーム



2-②-2 地域人材育成のための事業 ③ ～女性の再チャレンジを支援～

2. 地域しごと支援事業

事業の内容

(目的)

介護・保育等の人手不足分野への女性の再就職を拡大し、地元定着を図る。

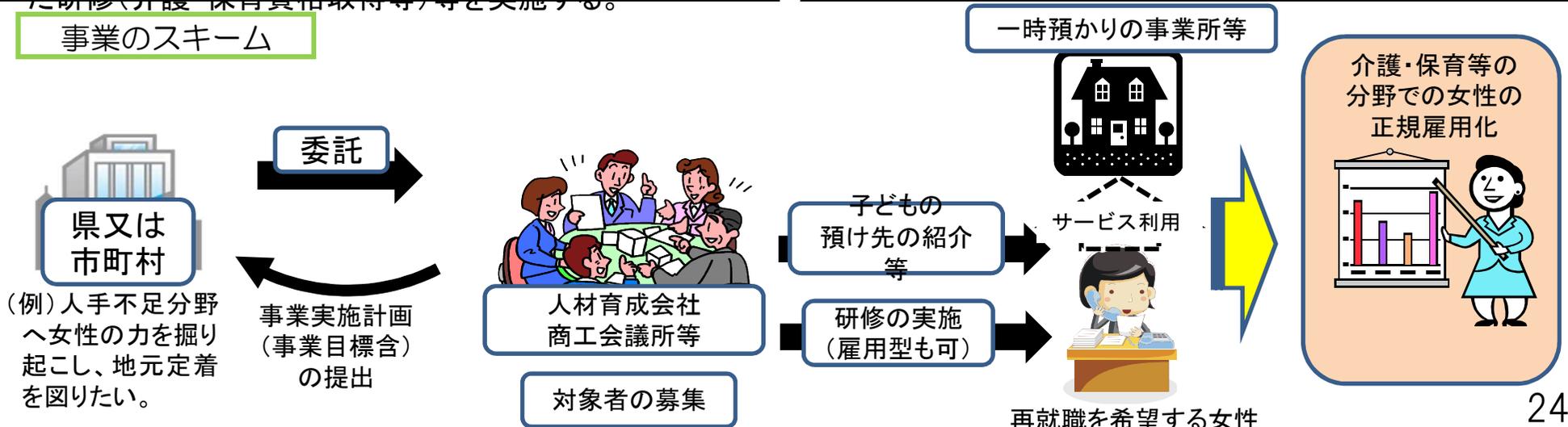
(事業例)

女性の再就職促進支援事業

(概要)

出産・子育て等により離職したが、「また働きたい」と考える女性に対し、(1) 再就職に向けた研修や、再就職活動の際の子どもの預け先の確保を支援（一時預かりの事業所等の紹介等）するとともに、(2) 再就職に向けた研修（介護・保育資格取得等）等を実施する。

事業のスキーム



事業ごとの重要業績評価指標 (KPI) の例

【アウトカムベースの指標例】

○新規女性就業者数（うち正規雇用化数）

【アウトプットベースの指標例】

○研修受講者数

2-③ 自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

2. 地域しごと支援事業

事業の内容

- 大都市圏の生活困窮者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。
- 具体的には、生活困窮者自立支援制度や被保護者就労支援事業等による包括的な支援を行いつつ、
 - ・ 自治体間でそれぞれの役割分担や具体的な連携方策について調整した上で、
 - ・ それに基づき、例えば、①利用者に対する説明会・相談会の開催、②利用者の選定・送り出し、③利用者の生活環境の整備、④受け入れ先（中間的就労を含む。）の開拓・環境整備など、利用者が地方において就労・社会参加するための必要な支援を実施

【実施例(イメージ)】

生活困窮者自立支援制度・被保護者就労支援事業



連携

自治体(送り出す側)

- ① 利用者に対する説明会・相談会の開催
- ② 利用者の選定・送り出し



調整

自治体(受け入れる側)

- ③利用者の生活環境の整備
- ④受け入れ先(中間的就労を含む。)の開拓・環境整備

※ 自治体のUIターン窓口等も活用

事業ごとの重要業績評価指標 (KPI) の例

【アウトカムベースの指標例】

- 本事業を通じた就労件数

【アウトプットベースの指標例】

- 本事業の利用者数

取組例

- 豊中市・土佐町の「ファームビズ事業」
豊中市と土佐町が連携して実施する「ファームビズ事業」において、大阪府在住の方が土佐町周辺でインターシップとして就農。
利用者は、受け入れ先で3週間の就業体験をした後、両者の希望が一致すれば、引き続き、受け入れ先である法人に雇用される。